

事 務 連 絡  
平成23年4月27日

各都道府県民生主管部(局)担当課 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

平成23年度第一次補正予算案における  
生活福祉資金貸付事業等について

平素より、福祉行政についてご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、平成23年4月22日に平成23年度第一次補正予算案が閣議決定され、当省においても、補正予算案の概要を情報提供しております。(別添参照 [参考URL <http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/11hosei/dl/hosei01.pdf>])

平成23年度第一次補正予算案に計上されている経費のうち、生活福祉資金貸付事業関連の経費の内容について、同予算案の成立を前提に、下記のとおり、お知らせいたします。

今回創設する生活復興支援資金及び既に実施済みの緊急小口資金の特例措置(以下「特例貸付」という。)は、「福祉資金」によるものでありますので、当該原資及び事務費の補助協議は「セーフティネット支援対策等事業費補助金」によることとなりますのでご留意願います。

現在、同補助金における各事業の一次協議を行っております(提出期限5月27日(金))ので、スケジュールに沿った対応をお願いいたします。

なお、協議に緊急を要する場合には、当課までご連絡をお願いいたします。

記

第1 平成23年度第一次補正予算案の内容について

1 生活復興支援資金の創設

(1) 資金の目的

東日本大震災により被災した低所得世帯に対し、被災者再建支援制度による支援金及び災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金貸付等を受けるまでのつなぎ的役割又は当面の生活に必要な経費等として生活復興支援資金を創設し、必要な貸付けを行うものです。

(2) 対象者

被災した低所得世帯

(3) 補助率

通常の国庫補助率は2/3となっておりますが、今回、激甚災害の指定に伴い3/4にかさ上げしております。

(4) その他

- ・ 生活復興支援資金に係る詳細については、別途通知します。
- ・ 平成22年度補正予算において、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）の対象経費として追加した生活福祉資金貸付原資は「総合支援資金」の原資とする取扱いとしておりますのでご留意願います。

2 緊急小口資金の特例措置

平成23年3月11日付け社援発第0311第3号厚生労働省社会・援護局長通知「生活福祉資金貸付（福祉資金 [緊急小口資金]）の特例について」において実施している貸付の原資を平成23年度第一次補正予算案に計上しております。（国庫補助率：3/4）

なお、被災した低所得世帯は、生活復興支援資金の貸付対象となることから、相談事業などを通じて、借入申込者の資金需要を十分に把握し、適切な貸付けを実施していただくよう社会福祉協議会への周知をお願いいたします。

また、具体的な実施期間については、別途連絡する予定です。

3 相談員等配置経費（事務費）についての措置

(1) 趣旨

被災地における以下の状況を踏まえ、それらに必要な経費を補助することとしております。

- ・ 避難所などにおける特設会場を設けて行っている貸付事務の経費
- ・ 甚大な被害を受け壊滅状態となっている社会福祉協議会もあることから、全国の社会福祉協議会に協力を要請しているところであり、当該社会福祉協議会職員の派遣に係る経費

(2) 概要

特例貸付の実施に伴う特設会場及び相談員等の設置経費については、相談員等の配置経費に限定しているものではなく、特例貸付の実施に必要となる経費について、補助対象となります。（補助率：10/10）

(3) その他留意事項

- ・ 被災世帯への貸付けに当たっては、事前の相談によるニーズ把握、貸付け後の自立支援が重要となります。これらを十分かつ適切に行うために必要となる相談員の増員やNPO等民間支援団体の活用等、柔軟に対応するために必要な経費について、補助対象となります。

- ・避難所や仮設住宅への相談員の配置又は自宅避難者の自宅への巡回相談の実施に必要な経費も補助対象となります。
- ・被災地における相談員の配置強化に重点を置きますが、被災地以外の社会福祉協議会が、被災地における社会福祉協議会への職員の派遣に要する経費（派遣費用、派遣に伴う代替職員の確保等）も補助対象となります。

## 第2 『ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業』の活用について

避難所、仮設住宅及び自宅避難者等の支援、地域コミュニティの維持、再生等に必要な事業について、都道府県の判断に基づき、『ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業』の対象とすることができますので、当該事業の活用について検討願います。

(照会先)

社会・援護局地域福祉課（代表） 03-5253-1111  
 （直通） 03-3595-2615

- ・生活福祉資金貸付事業に関する件  
 予 算 係 横溝、木下（内線2857）
- ・ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業に関する件  
 ホームレス自立支援係 高橋、太田（内線2855）

事務連絡  
平成23年4月28日

都道府県社会福祉協議会事務局長 殿

全国社会福祉協議会事務局長

平成23年度第一次補正予算案における生活福祉資金貸付事業等  
に対する補助について

本会の事業推進につきましては、日頃よりご尽力賜り深謝申し上げます。

さて、4月27日付で、生活福祉資金貸付事業関連の経費内容について、厚生労働省社会・援護局地域福祉課より事務連絡「平成23年度第一次補正予算案における生活福祉資金貸付事業等について」が発出されました。

この補正予算案にかかわる留意事項について、下記のとおり、お知らせいたします。

本会としてもかねてより、生活福祉資金貸付事業の原資、人件費、応援職員の派遣費用、関連相談・連絡調整業務に要する費用、さらに、被災の大きい社協への支援等について、厚生労働省等に要望してきたところであります。本会としては、さらに第二次以降の補正予算に向け要望活動を行ってまいりたい所存です。

記

1. 生活福祉資金貸付事業について

今般、生活復興支援資金が創設されることとなりましたが、本会では、都道府県・市町村社協のご意見をいただきながら、生活復興支援資金が被災世帯の資金需要に対し一定の役割を果たす施策となるよう、また、円滑な実施が図られるよう、厚生労働省への確認・調整をすすめてまいります。

具体的には、資金の目的、貸付対象、貸付内容（資金使途）、貸付手続、実施時期、実施体制（人員、事務費）等について確認するとともに、想定される実施上の課題を整理し、厚労省に対し早急に調整を申入れ、詳細を詰めてまいりたいと考えております。

## 2. 事務費の対象経費について

今回の補正は、生活復興支援資金の創設、緊急小口資金の特例措置に伴うものであり、生活福祉資金貸付業務の事務費はもとより含まれますが、生活福祉資金貸付に伴う相談事業の内容に鑑み、ニーズ把握、貸付け後の自立支援を担う社協の相談支援活動全体も対象となります。さらに生活福祉資金貸付関連の相談業務として避難所、仮設住宅、自宅への相談支援に要する経費、NPO、ボランティアと協力しての相談支援の推進に要する経費も含まれるものです(ボランティア活動の直接経費は対象となりません)。なお、対象となる期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの費用となります。

したがって、被災地社協の相談支援業務全体を財政的に支援する経費として有効に生かすことができるものと考えており、この点を当該県にご理解いただくことが重要となります。

また、被災地への支援にあっている社協の活動の内、上記の被災地社協の業務の支援にあっているものについては、派遣費用、派遣に伴う代替職員の確保の経費が補助対象となりますので、各県担当課と協議いただきますようお願いいたします。

## 3. 生活福祉資金業務システム改修経費について

生活復興支援資金の創設に伴う、生活福祉資金業務システムの改修については、改修事項・改修期間・コスト等の分析・検討を進めてまいります。詳細につきましては、別途、費用負担を含め、都道府県社協にご連絡いたしますので、ご協力賜われますよう、お願いいたします。

## 4. 担当

政策企画部、民生部、地域福祉部